

## 北九州市事業承継・M&A促進化助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、北九州市事業承継・M&A促進化助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、助成金交付に関し、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 要綱第3条に規定する助成対象者は、要綱第6条に規定する助成金の交付申請後に、株式譲渡等により中小企業者の代表権を交付申請者から継承した者を含む。

(暴力団等との密接関係者)

第3条 要綱第3条第6号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団員が事業主または役員となっている者。
- (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。
- (7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(助成対象経費)

第4条 要綱第5条第2項に規定する経費の区分（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(交付申請書の提出)

第5条 要綱第6条に規定する助成金の交付申請は、要綱第4条に規定する助成対象事業に係る専門事業者との委託契約締結までに、助成金交付申請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 要綱第6条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請企業概要
- (2) 事業計画書
- (3) 経費明細書
- (4) 役員等名簿
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 株主名簿（持ち株比率のわかるもの）
- (7) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (8) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (9) 直近2期の決算関係書類
- (10) 見積書の写し（委託業務の内容がわかるもの）

(11) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定及び通知)

第6条 要綱第7条に規定する交付の決定は、申請チェックリスト（第2号様式）により、交付要件の具備を確認したうえで行うものとする。

2 要綱第7条に規定する決定の通知は、助成金交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

(助成対象事業の変更)

第7条 助成事業者は、交付決定後、助成対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）及び経費の変更（30%未満の軽微な増減を除く。）がある場合は、あらかじめ、助成金事業変更承認申請書（第4号様式）に必要があれば変更の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、市長にその承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、助成対象経費が計画の変更により増額になった場合は、当初の交付決定額を上限として助成金を交付する。

(実績報告書の提出)

第8条 要綱第8条に規定する完了時の報告は、助成金実績報告書（第5号様式）によるものとする。なお、要綱第7条に規定する交付決定前に助成対象事業が完了する場合は、助成金実績報告書の提出の起算日を、交付決定通知の受領日とする。

2 要綱第8条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 経費明細書
- (3) 領収書等支払いが確認できる書類の写し
- (4) 契約書等の写し
- (5) 成果物等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書の通知)

第9条 要綱第9条に規定する確定の通知は、助成金確定通知書（第6号様式）によるものとする。

(助成金の交付方法及び請求)

第10条 要綱第9条に規定する助成金の交付は精算払いによるものとし、助成事業者が助成金の精算払いを受けようとするときは、交付額が確定した後、精算払い請求申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(取組状況報告書の提出)

第11条 要綱第11条に規定する取組状況の報告は、助成金取組状況報告書（第8号様式）によるものとする。

2 要綱第11条第2項の市長が必要と認める書類は、契約書及び成果物等の写しとする。

(帳票類の整理保管義務)

第12条 助成事業者は、助成対象事業に係る会計帳票類を備え、事業年度終了後5年間、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

(調査)

第13条 市長は、助成対象事業の適正な執行などを確認する必要があるときは、現地調査を実施することができる。

別表第1 (3条関係)

事業区分	経費区分
事業承継計画の策定等 (親族内、従業員等承継)	・課題分析(見える化)や経営改善(磨き上げ)等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など
M&Aの仲介委託等 (事業承継のための第三者承継)	M&Aの仲介者やFA(フィナンシャル・アドバイザー)へ支払う手数料 ・着手金 ・企業調査手数料 ・月額報酬 ・中間報酬 ・成功報酬 など

※ 上記助成対象経費に係る以下の経費は対象外とする。

- (1) 消費税・振込手数料
- (2) 専門事業者に対する顧問料、相談料等
- (3) 官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用

付 則

この要領は、平成29年7月3日に施行する。

付 則

この要領は、令和5年7月1日に施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日に施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日に施行する。